

審査基準及び標準処理期間整理個表

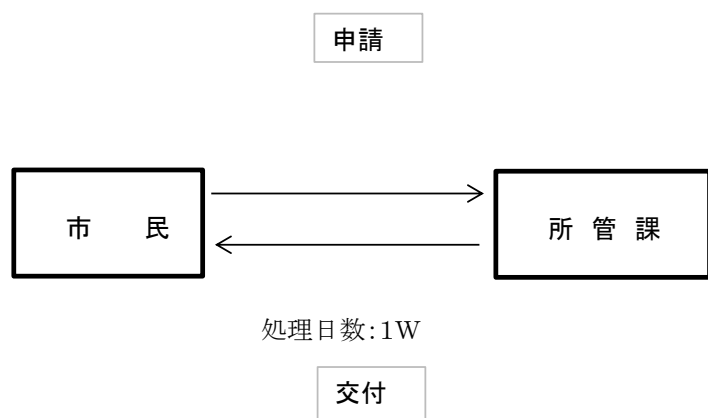
番号 2

処 分 名	駐車場使用許可	
処 分 の 概 要	企業局が管理運営している駐車場の使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市公営企業局固定資産管理規程(平成11年企業局規程第11号)	
条 項	第22条第2項	
所 管 課 (処分権者)	経営管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	1週間	
標準処理期間	計	1週間
判断基準	<p>松山市公営企業局固定資産管理規程第23条の各号のいずれかに該当する場合で、申請書(第6号様式)に記載されている添付書類(住民票や自動車検査証の写し)と申請書の内容を突合し、適合すること。</p> <p>【根拠法令等】 松山市公営企業局固定資産管理規程</p> <p>第22条 企業用固定資産の使用の許可を受けようとする者は、企業用固定資産使用許可申請書(第5号様式)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、局において管理及び運営している駐車場(以下「駐車場」という。)の使用について許可を受けようとする者は、駐車場使用許可申請書(第6号様式)を管理者に提出しなければならない。</p> <p>第23条 企業用固定資産は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その使用を許可することができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。</p> <p>(2) 電気事業、ガス事業、電気通信事業その他の公益事業の用に供するためやむを得ないと認めるとき。</p> <p>(3) 局の事業の執行上使用させることが適当であると認めるとき。</p> <p>(4) 局が管理する土地に隣接する土地を所有する者又は使用している者が、局が管理する土地を利用するに当たり相隣関係上やむを得ないと認めるとき。</p> <p>(5) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として使用させる必要があるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか管理者が特に必要と認めるとき。</p> <p>第24条 企業用固定資産の使用を許可するときは、次に掲げる事項を記載した許可書を交付しなければならない。</p> <p>(1) 使用許可を受ける者の住所及び氏名</p> <p>(2) 使用許可数量</p> <p>(3) 使用目的及び期間</p> <p>(4) 使用料</p> <p>(5) 使用許可の条件(許可条件に違反したときの処分を含む。)</p> <p>(6) その他必要な事項</p> <p>2 前項第5号に掲げる使用許可の条件は、次の各号に掲げる事項とする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、その一部を省略し、又は変更することができる。</p> <p>(1) 許可物件を転貸し、又は使用権を譲渡しないこと。</p> <p>(2) 管理者の承認を得ないで許可物件の現状を変更し、又はこれに工作物を設置しないこと。</p> <p>(3) 使用許可期間中であっても、局において必要があるときは、許可条件を変更することができること。</p> <p>(4) 使用許可期間中であっても、局において公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認められるときは、局は、直ちに使用許可を取り消すことができること。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

- (5) 局が使用許可を取り消した場合において、使用許可を受けた者が損害を受けることがあっても、局は損害賠償の責めを負わないこと。
- (6) 許可条件に違反する行為により局が使用許可を取り消した場合において、局に損害を与えたときは、その損害を局に賠償しなければならないこと。
- (7) 許可物件について必要費又は有益費を支出することがあっても、局はその補償の責めを負わないこと。
- (8) 使用許可期間が満了し、又は使用許可を取り消されたときは、直ちに許可物件を原状に回復しなければならないこと。
- 3 駐車場使用許可申請人に対しては、駐車場使用許可書(第8号様式)を交付するものとする。

手続の流れ



※ 申請書の受付時に、公開決定の予定日を申請者にお知らせする。